

第592号
2017年8月25日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学Web <http://tougaku.net/>

都教委は義務制定数基準の改悪撤回と、 都立学校の労働実態・定数の改善を！ ～2018年度教育予算要求～

東学は7月7日、都教委に対し「2018年度教育予算要求書」を提出し、要請を行った。

都教委は2014年度、義務制事務職員についての補正定数基準(要・準要加配基準、規模加配基準)を一方向的に廃止した。

義務制の事務職員定数について、標準定数法(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律)は、原則として基本定数の1校1名プラス加配基準に応じた補正定数を置くことを定めている。にもかかわらず、都教委は長年にわたり、大量欠員を放置し、2014年度にはついに、補正定数基準自体の廃止を強行した。また共同実施地区においては基本定数までも削減している。

その結果、本来の定数基準から見ると500名を超える大量の欠員が生じている。とりわけ、新規採用者や他局からの転入者がいきなり1名職場に置かれ、身近に仕事について聞ける人もおらず、当該職員の疲弊と業務上の支障をもたらす事態が深刻化している。

文科省は2015年12月、東学もその一員である自治労学校事務協議会からの要請の場で、「標準定数法で示している定数は『置くべき数』であり、そのことは機会をとらえて定数担当に指導している」と答えている。東学は法を無視した定数基準改悪を撤回し、欠員状態を早急に解消することを改めて要求した。

都立学校職場の事務職員は今や、疲弊しきっているのが常態だ。

都立学校でも事務職員の定数削減と非常勤職員への置き換えが進んでいる。さらにここ数年は、新規採用職員の無計画な大量配置が行われている。

その一方で2014年度から始まった就学支援金事務、また今年度から始まった「東京都立高等学校等給付金奨学金制度」の事務など、年々、新たな業務負担が増大している。

都立学校の事務職員は長時間労働・サービス残業が常態化している。

東学は都立学校職場の現状を改めて強く訴え、定数改善を要求した。

公教育の無償化及び公会計化も重要な課題だ。

東学は、高校授業料無償化の復活(所得制限の撤廃)と、給食費・教材費等の無償化を要求した。

また給食費・教材費等については、当面の措置としてそれらの公会計化を要求した。

私費会計の存在はそもそも地方自治法違反だ。地方自治法第210条(総計予算主義)「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」、および第235条4第2項(現金等の保管)「地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管する事ができない」に違反している。東学・自治労学校事務協議会は長年に渡り、このことを総務省・文科省に対し指摘し続けてきた。今、国はようやく公会計化に向けた方向性を示し始めている。

私費会計という存在自体が矛盾するお金を扱っていることで、学校職員、また事務職員も理不尽な思い

をさせられてきた。

私費会計は公会計でないがゆえに、その仕事に従事することは公務ではない。従って定数上もその算定基礎とはならず、そればかりか本来ならば職務専念義務違反にも問われかねないものである。

また現金を扱うことと、公費でなければ会計管理室等によるチェックも入らないことから、会計事故も後を絶たない。そして、この制度的不備を弥縫するために、各地教委が作成する徴収金取り扱い要綱等でやたらと手続きだけが煩雑化して、ますます職員を苦しめているのが実態だ。

都教委は、私費会計を公会計化し、学校の設置者である自治体が担うべき事務とすることについて早急に検討を開始すべきだ。

そして、公会計化以後も学校に残る業務については、公務としてのきちんとした定数措置を要求していかなくてはならない。

また小中学校事務の共同実施を強行しないことなどを要求した。

共同実施に未来なんてないぞ！ 7.4 7者協集会

7者協(東学・都校職組・東京教組・AIM'89東京教育労働者組合・学校事務ユニオン東京・都教組事務職員部・都庁職都立学校支部小中学校部会)は「7.4学校事務の『共同実施』を考える全都集会IN立川」を開催した。

都教委は2012年度にモデル実施を開始した時、「今後10年のスパンで全都展開、都費事務職員を半減させる」と豪語した。しかしその後の7者協の結成と、その粘り強い取り組みにより、6年目の今も実施地区を1区4市に留めさせている。また「共同実施が校務改善に資する」という都教委の言い分の嘘に反論し続けることにより、今、各地区では管理職からさえも共同実施への不安の声が上がる状況を作り出している。

なお、全国で進められている「共同実施」と東京の共同実施とは名前が共通しているだけで、内容はほぼ正反対だ。都費正規事務職員の共同事務室引き上げ・定数削減(7校4名が基本型)と学校現場の非常勤化という東京型共同実施には、国も「チーム学校」の見地から否定的見解を出さざるを得ない状況である。

さらに、今後、共同実施の拡散を許せば、将来的には共同事務室そのものが民託化されかねず、学校事務の職域が民託化(共同事務室)と非常勤化(学校現場)の職場とされる可能性も大きい。なぜならそうなるのが当然の帰結だからだ。共同事務室に集められ、業務が現場にいらなくてもできる仕事に限られるとなれば、それは客観的には民託化一步手前の姿以外の何物でもない。そうなれば「組織化による人材育成」どころではない。

また共同実施地区では、学校現場である連携校事務室の業務負担が非常に大きい。共同実施は、都費正規事務職員の問題であると同時に、あるいはそれ以上に、学校現場に残される職員、とりわけ区市費事務職員・都費支援員の問題であることも私たちは肝に銘じてはならない。

【加入のお申し込み・ご相談先】

世田谷区立三宿小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3411-9740

【Colum】

7月2日の都議選では自民党が大敗し、都民ファーストの会が圧勝した。自民党大敗は当然の結果だが、都民ファーストも要警戒だ。都民ファーストの政策の一つに「地下鉄、バスなどの交通や美術館、図書館などのサービスの見直し」が挙げられており、今後、民託化の動きが出てくる懸念がある。

私の実家は地方の、駅から離れたいわゆる「ニュータウン」だ。最初はそれなりに活気があったが、所

詮そんなところでは商売にならないので、年々、スーパー・商店は撤退し、バスの運行も一日2回に減り、いつしか限界集落化してしまった。

公務・公共サービスの仕事は一言で言えば「全ての国民の基本的な人権を保障すること」だ。企業は利潤追求できなければ撤退してしまう。でも公務は利潤に縛られない。例えばどんなへき地でも見捨てない。